

- これらの感染症またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。
- 出席停止は、原則として病院で学校感染症と診断され、学校に連絡があった日からとなります。病院で診断を受けたらすぐに学校へご連絡をお願いいたします。
- 「解熱した日」「主要症状が消退した日」とは、本校では丸 1 日平熱になった日、丸 1 日主要症状がなかった日としています。
- 「●●した後△日を経過するまで」とした場合は、「●●」という現象がみられた日を「0 日」として算定します。例えば、インフルエンザの「解熱した後 2 日を経過するまで」の場合は、解熱した日を 0 日、次の日を解熱後 1 日目、その次の日を解熱後 2 日目、その次の日から登校可能となります。
- 感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等の出席停止期間が定められていない感染症については、病院にかかった際、いつから登校してよいかを医師に確認してください。

種別	病名	出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナ感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで（「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します）R5.5.8 時点	
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての水疱が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱・アデノウイルス感染症（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎（はやり目）		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		溶連菌感染症
			手足口病
			伝染性紅斑（りんご病）
			感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）
			マイコプラズマ肺炎
ヘルパンギーナ			
RS ウイルス			
	新型コロナ感染症予防 （体調不良のうち医師等から登校を控えるよう指示された者。ただし、医師から新型コロナ感染症の可能性があると診断された者のみ。）	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで。R5.5.8 時点	
	※アタマジラミ	出停の措置はなし。連絡帳で知らせる。	
	※伝染性軟疣腫（水いぼ）	出停の措置はなし。連絡帳で知らせる。	
	※伝染性膿痂疹（とびひ）	出停の措置はなし。連絡帳で知らせる。	